

規制改革推進会議第14回スタートアップ・イノベーションWG（令和5年6月21日）  
配布資料2－3

## 公証人による定款認証に関する 発起人へのアンケート調査の結果 (概要)

---

令和5年6月21日

# 調査の概要

---

- **回答方法** オンライン（実施事業者から対象者の方に対し、メールで回答フォームのURLを送信）
- **実施期間** 令和5年4月6日～令和5年4月26日
- **対象者** 令和3年1月1日から令和4年12月31日までの過去2年間に、  
公証人による定款認証を受けた発起人で、以下の①または②に該当する方
  - ① 「freee会社設立」、「マネーフォワード クラウド会社設立」  
および「弥生のかんたん会社設立」の各サービスのいずれかを利用された方
  - ② 「創業手帳」のメールマガジン会員の方
- **実施事業者** 株式会社マネーフォワード  
創業手帳株式会社  
freee株式会社  
弥生株式会社  
(五十音順)

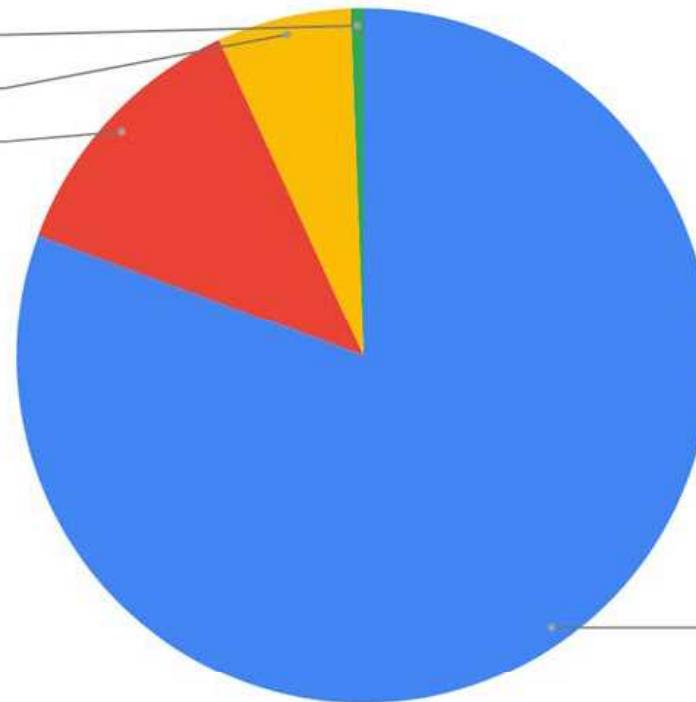
# 定款の作成方法

Q. どのように定款を作成しましたか？

n=336

1つを選択

その他  
0.6%  
代理人に依頼し作成  
6.3%  
発起人が自ら作成  
12.5%

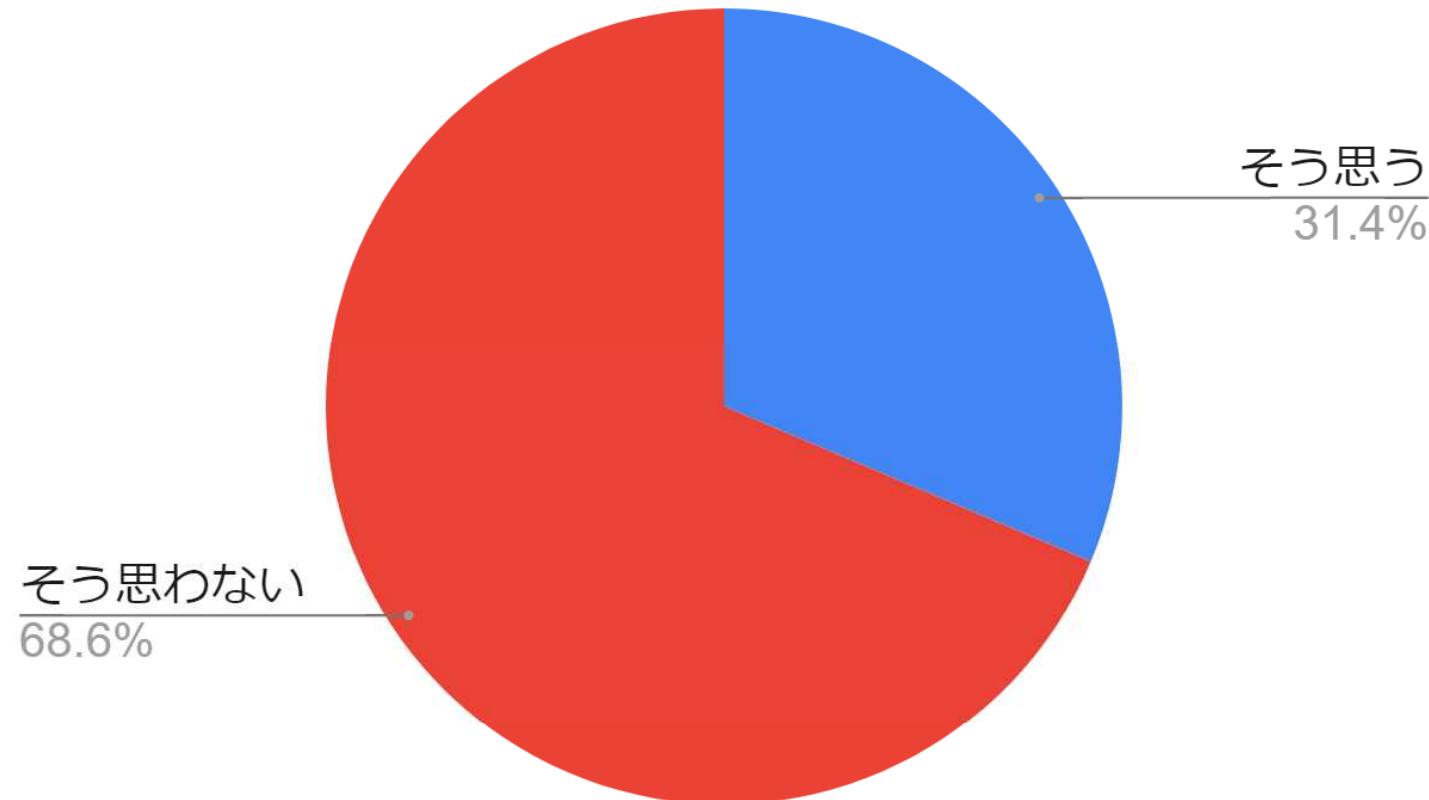


民間会社設立プロダクト設立ソフトを使用して発起人が作成  
80.7%

## 「モデル定款」について

Q. 実際に「モデル定款」※で作成してみて、自分（発起人）で工夫して独自の内容を追加したいと思いましたか？

n=271



※民間会社設立プロダクト設立ソフトは、選択式の項目と自由記載の項目を組み合わせた、ある種の型の範囲しか定款作成を行うことができないため、こうした定款のことをモデル定款と呼んでいる。

# 「モデル定款」について

Q. 前の質問（モデル定款に工夫して独自の内容を追加したいか）で、なぜそのように回答したのか、理由を教えてください。

(自由回答から抜粋)

## 「そう思う」と回答した人の意見

- モデルにない業務があったから
- 事業内容に合わせた内容や将来の展開も考え方作成するべきだったと思ったから
- 会社法の改正に事前に対応した内容を盛り込んだりする必要があった

## 「そう思わない」と回答した人の意見

- モデル定款で充分に対応可能であったため
- 知識がないため、よくわからないから
- 定款作成について詳しくないから
- 後々、変更可能だから
- モデル定款の内容で問題なかったため
- 最優先の要素としては設立までのスピード感であり、モデル定款どおりで設立を素早く完了させることを優先したかったため。モデル定款の中で必要な要素が充足されており、定款において創意工夫を行う必要性もないため

## 定款案に関する公証人からの指摘

Q. 公証人との面談予約時や事前相談（メールで事前に定款案を公証役場に送付し、内容を確認してもらう）をした際に、定款案についてなんらかの指摘を受けましたか？

n=285

1つを選択

覚えていない

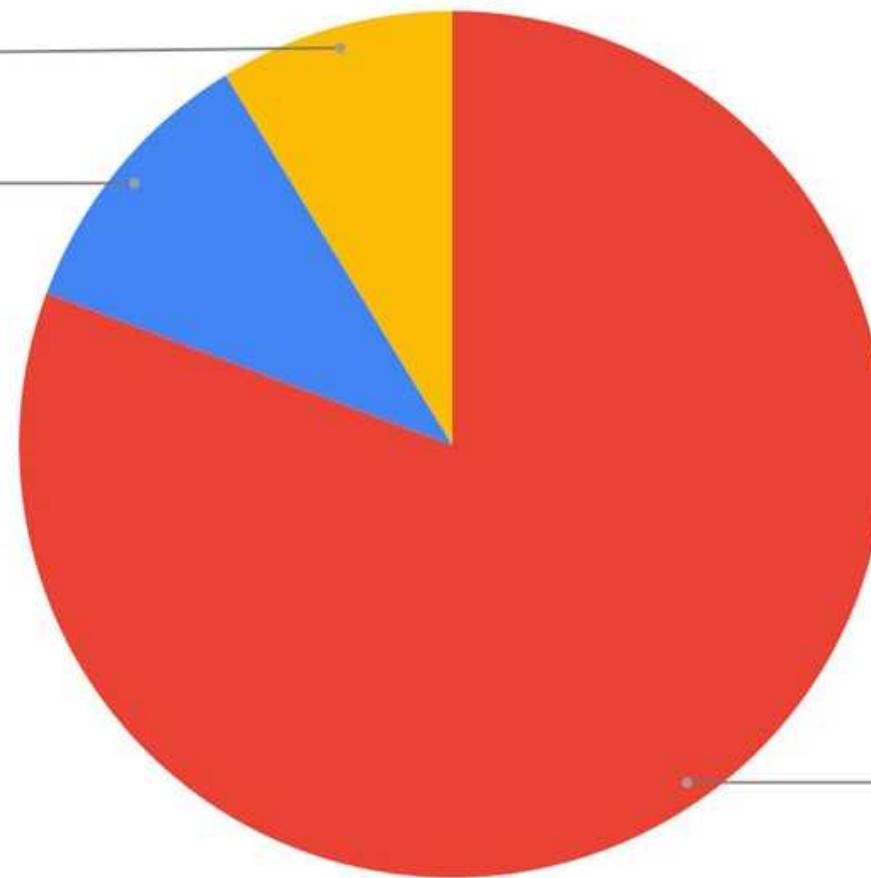
8.8%

はい

10.5%

いいえ

80.7%



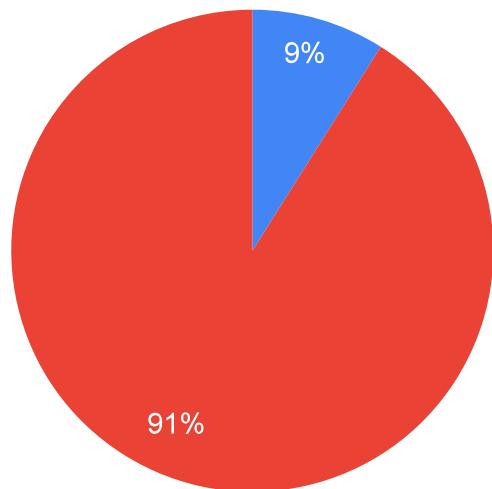
# 定款作成手法別の指摘割合

Q. 公証人との面談予約時や事前相談（メールで事前に定款案を公証役場を送付し、内容を確認してもらう）をした際に、定款案についてなんらかの指摘を受けましたか？

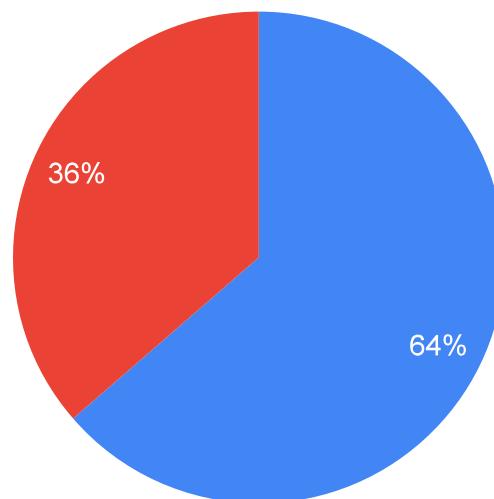
n=260

※「覚えていない」と回答したものを見除いて図示

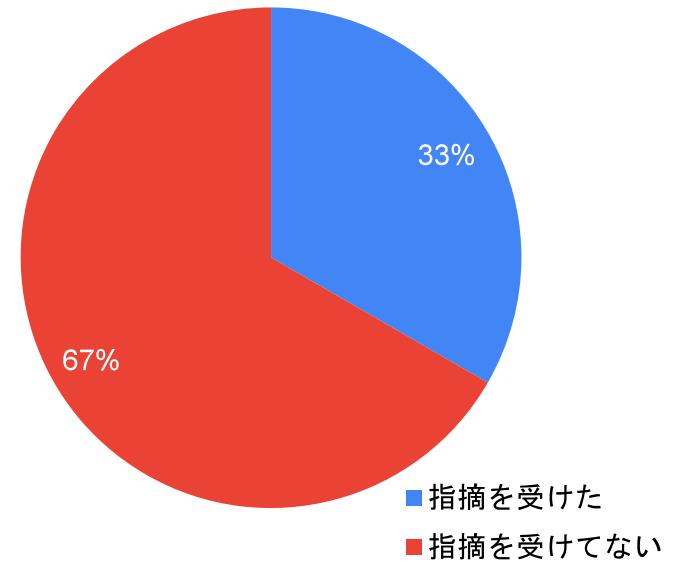
民間の会社設立支援サービスを使用して発起人が自分で作成



発起人が自分で作成



代理人が作成



n=246

n=11

n=3

# 定款案に関する公証人からの指摘の内容

Q. 面談予約時や事前相談において、定款案へ指摘を受けた指摘事項について、具体的な内容を簡潔に記載してください。

(自由回答から抜粋)

## ● 体裁や表現方法に関する指摘

- ✓ 定款案の言いまわしについての訂正
- ✓ 判子などを押す位置
- ✓ 社名が難読であってもルビを振らない
- ✓ 電子公告のURLは記載しない

## ● その他のことに関する指摘

- ✓ 内容についてのレクチャー
- ✓ 新領域の事業であったため、表記を具体的にするように指摘があった
- ✓ 事業内容に土業を盛り込まないこと
- ✓ 決算日の誤り
- ✓ 発行可能株式数
- ✓ 発行可能株式総数は今後の数ではなく、設立時の数も含めた合計とする

# 公証人との面談の方法

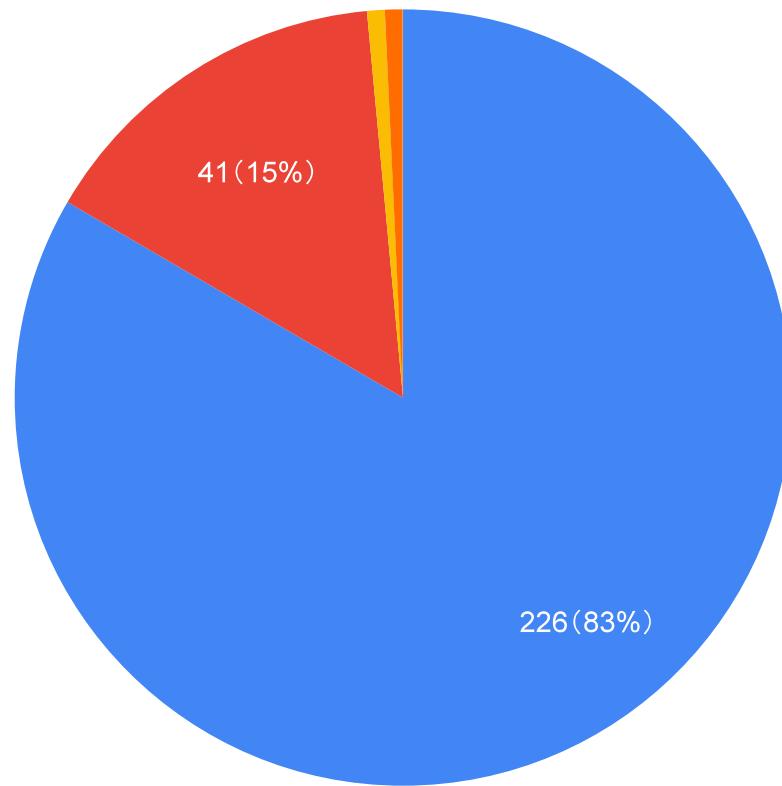
Q. 公証人との面談は、どのような方法で行いましたか？

n=271

1つを選択

※「覚えていない」などの回答を除いて図示

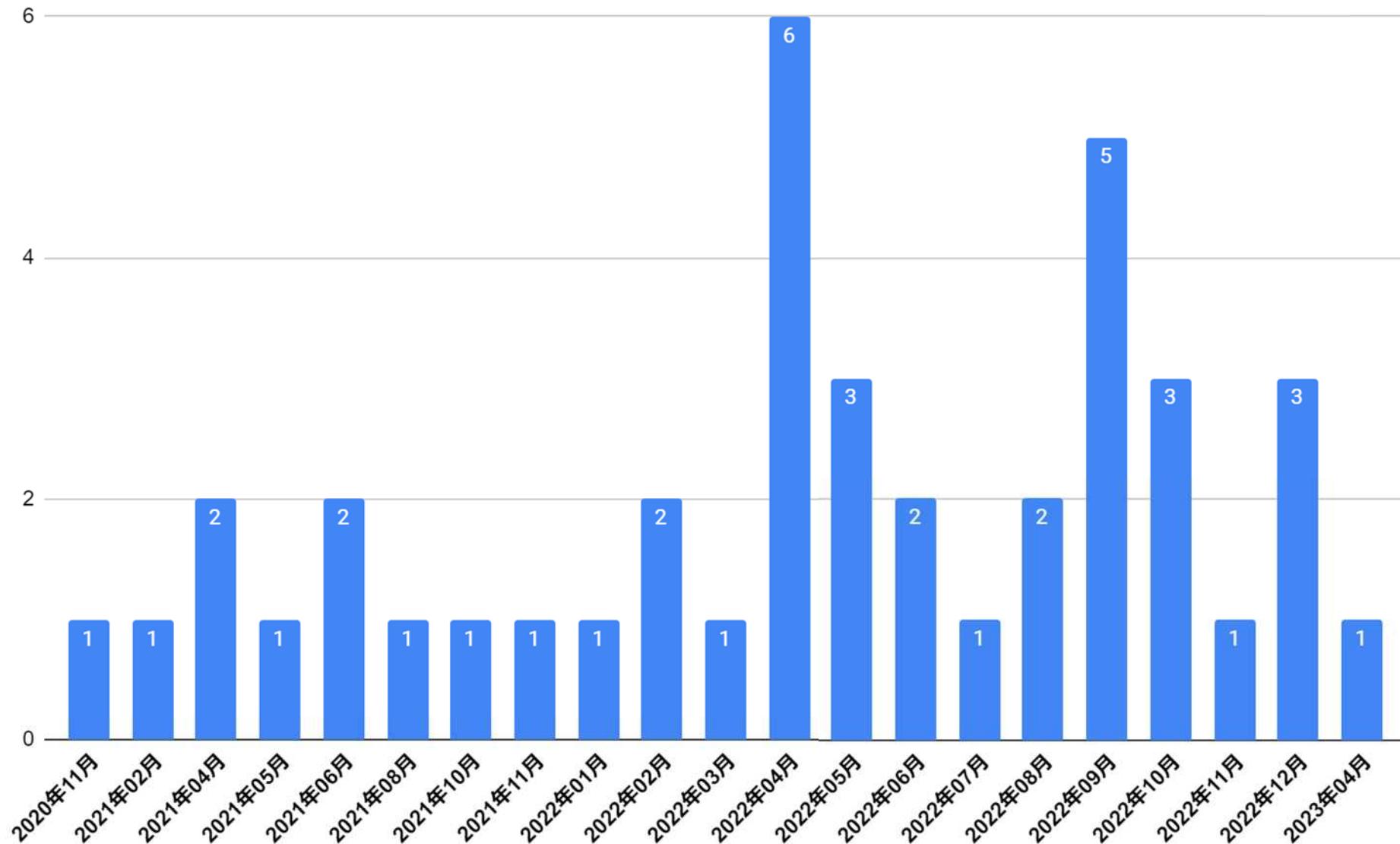
■ 公証役場での対面 ■ 公証人面談は行われなかった ■ オンラインでのテレビ電話 ■ 代理人による対面



# 公証人との面談

前の質問で「公証人との面談は行われなかった」と回答した41人の定款認証の申請時期

n=41

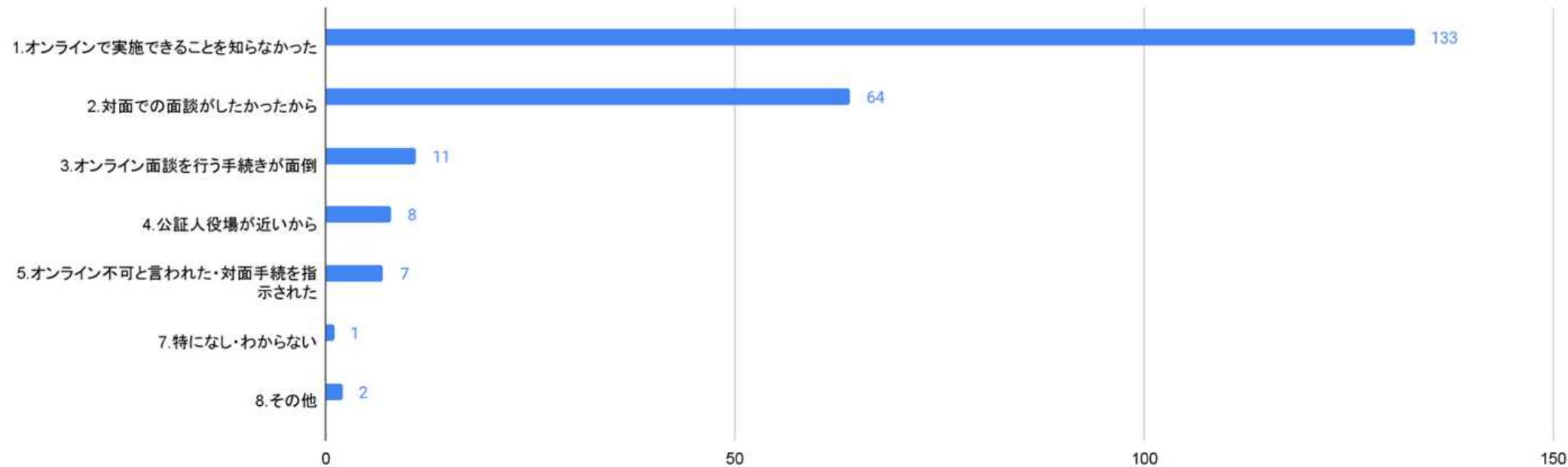


# 面談の方法を選んだ際の理由

Q. なぜ公証役場での対面の面談を希望しましたか？

n=226

複数回答



Q. なぜオンラインでの面談を希望しましたか？

(自由回答から抜粋)

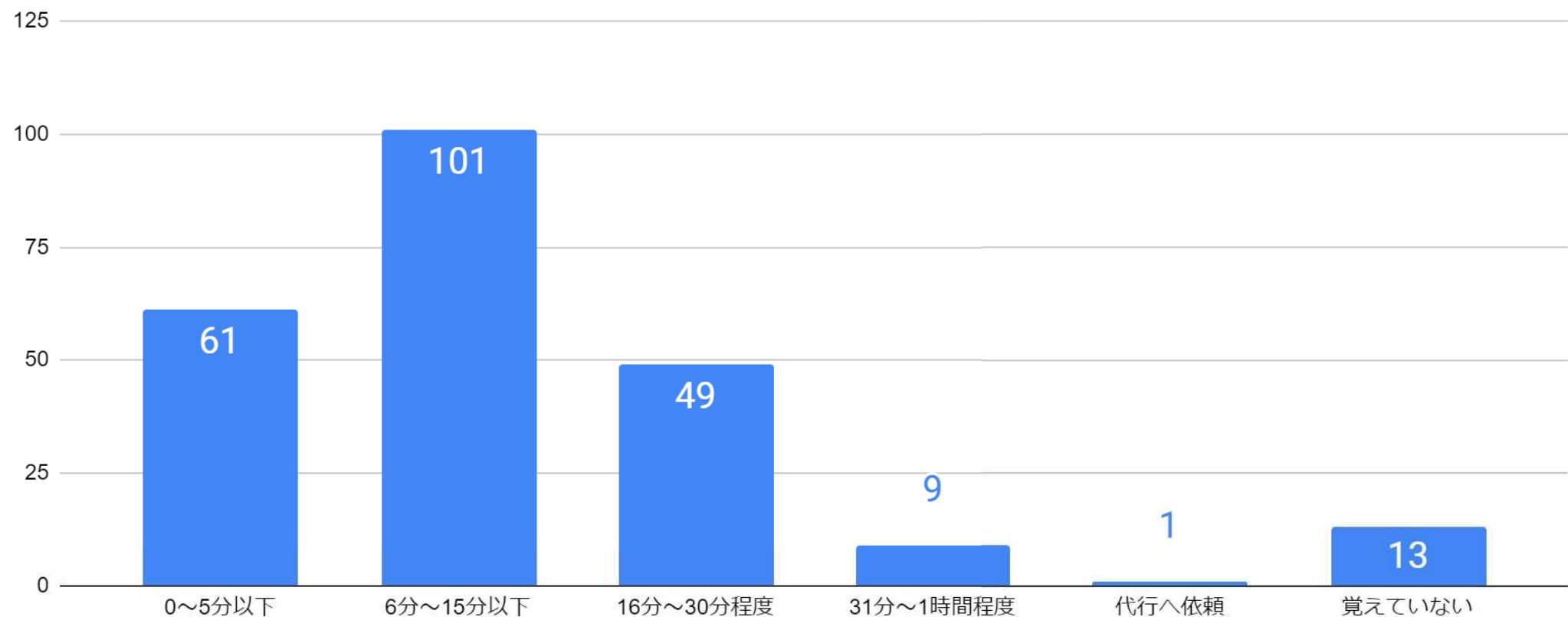
- オンラインで済むものは済ませたいから
- それがデフォルトだと思っていたので など

## 公証人との面談にかかった時間

Q. 公証人との面談時間について、あてはまるものを選んでください。

n=234

1つを選択



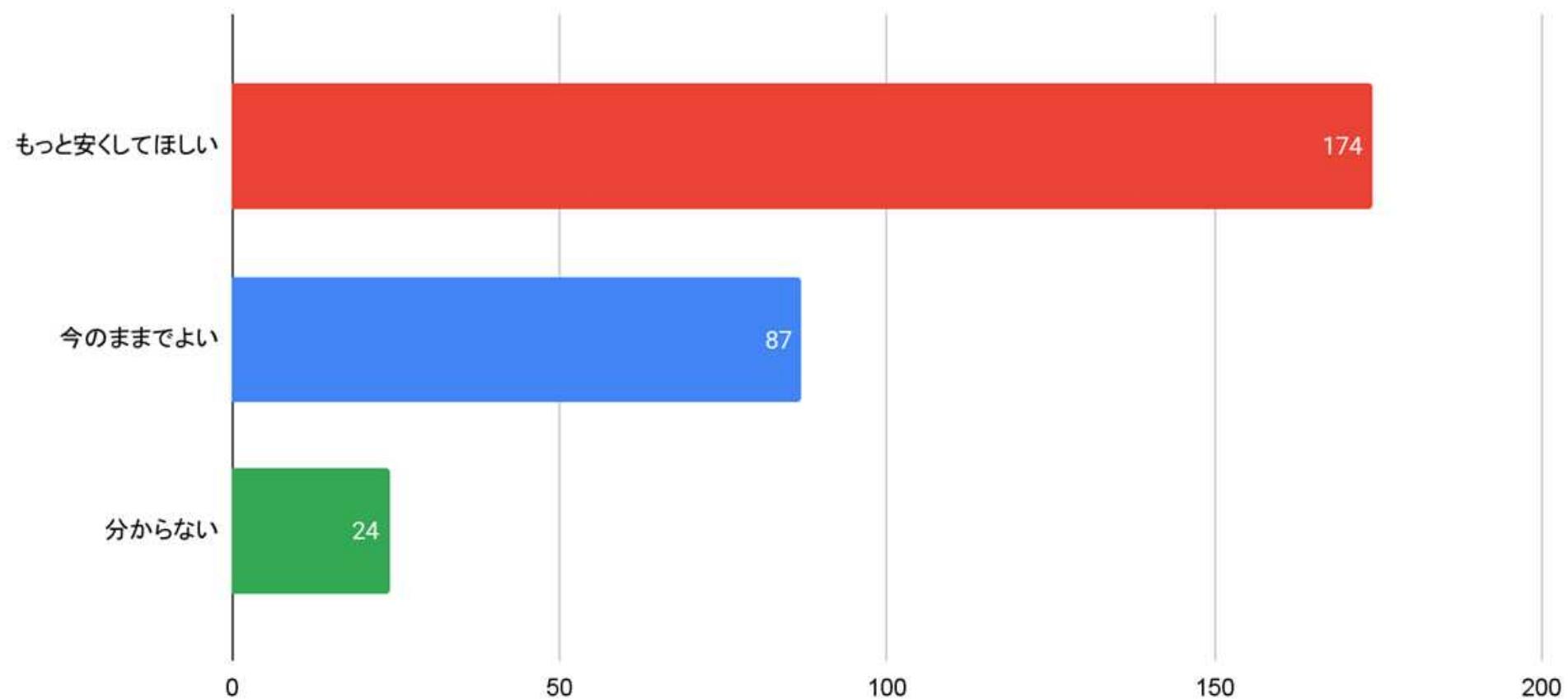
# 定款認証の手数料

## Q. 公証人による定款認証の手数料の金額について、どう思いますか？

定款認証の手数料は、設立する会社の資本金等の額に応じ、100万円未満の場合は3万円、100万円以上300万円未満の場合は4万円、その他の場合は5万円（2022年1月1日以降。それ以前は一律5万円）となっています（公証人手数料令35条）

n=286

1つを選択



Q. 前の質問で、手数料について、なぜそのように回答したのか、理由を教えてください。

(自由回答から抜粋)

## 「もっと安くしてほしい」と回答した人の意見

- 負担が大きい
- そもそも、なぜ公証人を介する必要があるのか不明であり、その労力に見合った金額とも思えない
- 3万円の理由が不透明だから
- なぜ資本金によって違うお金が必要かわかりません
- オンラインにて進めることができやすくなったため
- 経費を抑えたいから
- 公証人の存在意義に疑問
- 定款の内容の検証は必要だと思うが、A I なども利用して合理的にできるだろうし、(既得) 権益化していると感じられるから

## 「今までよい」と回答した人の意見

- 安易な定款認証申請を防止するため
- 適正なハードルになっているから
- 資本金によって異なる金額設定があり、良いと思う

## 「分からぬ」と回答した人の意見

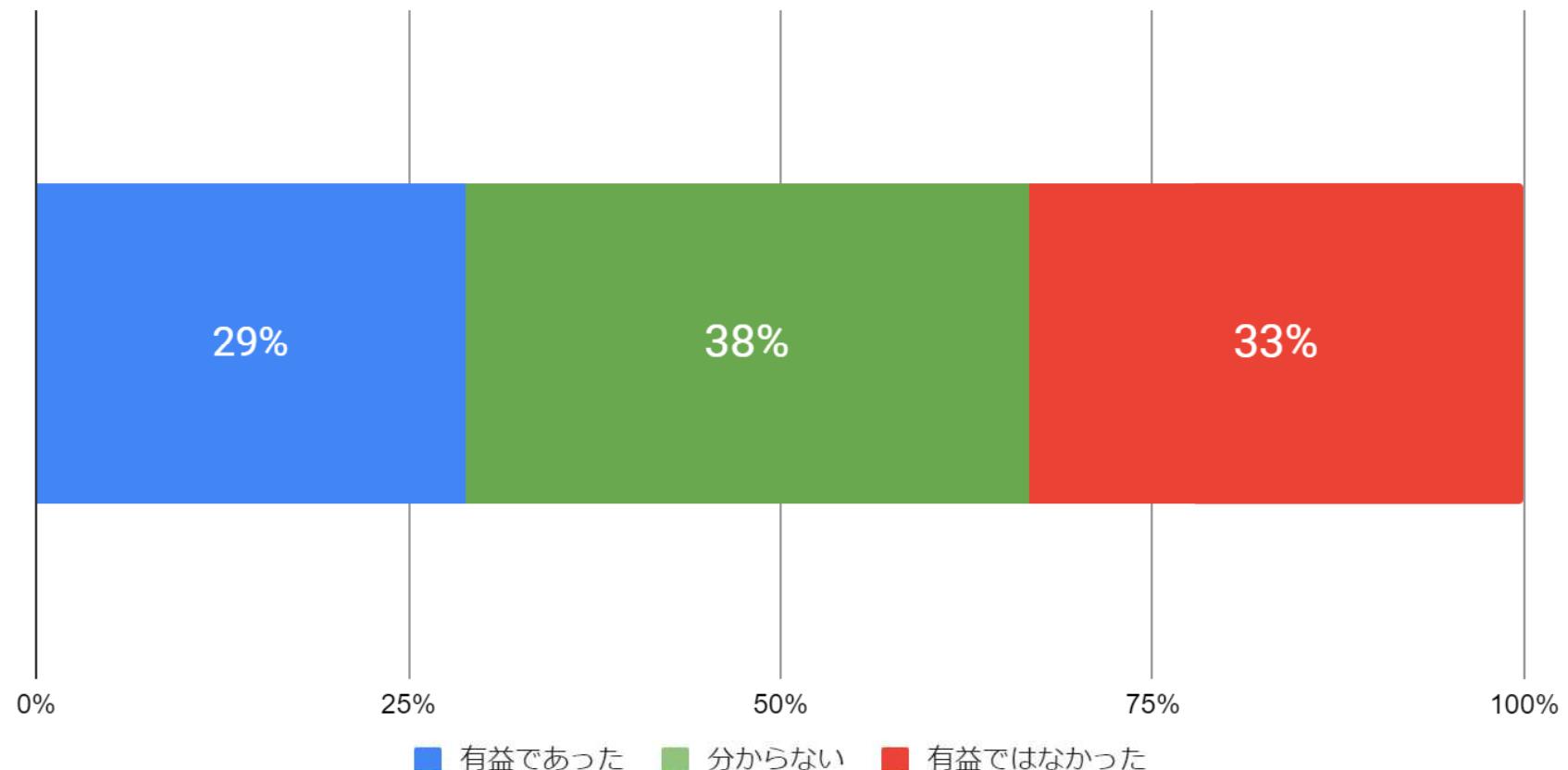
- 適正価格が分からぬ
- 交渉の余地がない金額だと思っているから
- 1回きりのことなので、他の情報もなく、考えもしなかった
- 高い安いを比べるものがないから

# 起業家視点による公証人との面談の有益性

Q. 全体として、公証人との面談は有益だったと思いますか？

n=285

1つを選択



Q. 前の質問で、なぜそのように回答したのか、理由を教えてください。

(自由回答から抜粋)

## 「有益だった」と回答した人の意見

- 最初は対面のほうがその場で質問が出来るので有効性は高いと思う
- アドバイスをいただいたので
- 初めてでも分かりやすくお話ししてくださいました
- いろいろと御教示くださった
- 色々とアドバイスをもらった
- 抜け漏れがないかその場で確認もできたため
- 公証役場に行く機会がほとんどないから良い経験となった
- 手続きを簡潔に進めることができた
- 初めての体験で設立するために必要な一連の流れが把握できたから
- 初めての経験は何でも有益
- 不明点があれば質問できる安心感

## 「有益ではなかった」と回答した人の意見

- 定款認証の時点では、とくに相談する事項もなく、指摘もなかったから
- 必要な理由が分からぬいため
- 杖子定規な回答しかない
- とくに面談が必要と感じなかった
- もっと簡素化できないかと思った
- 面談ではとくに指摘・修正事項もなく、単なる手続きの一環だったから
- ただ読み上げるだけだから
- 面談すらなかったため、公証人が存在した理由に疑問がある
- もっと簡潔な方法があると考えるから
- 何も言われない
- 公証人都合の面談予約が必要で、定款認証がスムーズに進まず、設立までには時間がかかりすぎ
- 形式的なものなので、A.I.で対応可能ではないかと思いました
- 上から目線の公証人だった。「やり方わかってる?」などとタメ口で話され不愉快だった
- 示唆なし
- そもそもやる意味がわかっていないです

Q. 全体として、公証人が以下の画像に示されるような本来の制度趣旨に合った業務（面談）を行っていたと思いますか？

## 公証人による定款認証の固有の役割

### 作成名義人の意思確認

公証人との直接のやりとりを通じた自認によって作成名義人の意思に基づいて定款が作成されたことを確認している。

### 定款全体の適法性審査

登記事項以外についても定款の記載内容について適法性を審査している。

### 発起人の真意の定款への反映

定款の記載内容についても、単に適法であるか否かを受動的に確認するのみならず、発起人の意思に沿って適切に記載されたものになるように助言するという、相談・助言を行っている。

分からぬ

14.0%

n=285

1つを選択

そう思わない

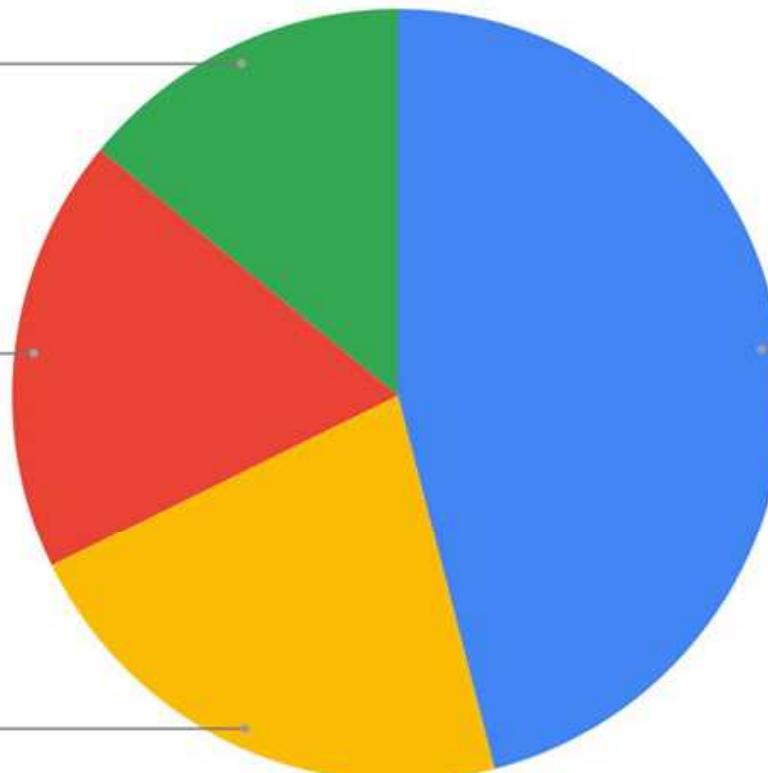
18.2%

そう思う

46.0%

どちらとも言えない

21.8%



Q. 全体として、公証人が本来の制度趣旨に合った業務（面談）を行っていたと思いますか？

公証人との面談は…

n=285

1つを選択

有益ではなかった

21%

41%

31%

7%

n=95

分からぬ

39%

11%

21%

29%

n=108

有益だった

84%

1

12%

3

n=82

■趣旨に合っていたと思う

■趣旨に合っていなかったと思う

■どちらとも言えない

■わからない

# 公証人による定款認証に関する意見

Q. 公証人による定款認証について、実際の自分の経験も踏まえて、制度ややり方などについて何か意見があれば自由に記述してください。

(自由回答から抜粋)

## 公証人による定款認証は「見直しが必要」という趣旨の意見

- まったく不必要的制度である。訪問日時の予約や行政書士とのやりとりなど、負担・時間・費用だけがかかった。オンラインで完了できるなどの問題ではなく、そもそも公証人による定款認証制度自体が必要である。元裁判官の天下り先として既得権益になっているのかもしれないが、今後、法人設立や開業を政府として促したいのであれば、制度設計から再度検討していただきたい
- 民間事業者による「会社設立プロダクト」などのシステムが充実してきており、定款認証の制度も見直すべきと思う。また、そのようなところでテンプレを用いて作成した定款に対する公証人のチェックも、結果として充実しているとは思えない（おざなりなチェックではないか）
- 電子認証において、登記・供託オンライン申請システムと公証役場と法務局が関わってくるが、どのタイミングでどこを使えばいいのかという作業フローが分かりにくい。初心者だったわたしはそれが分からず、公証役場と法務局に問い合わせたら「少なくともうちが受け付ける段階ではない」と言われ手順が分からず、最終的には手順の説明を手取り足取り解説している（まったく別の）公証役場のウェブページを見てようやくわかった。のために約1ヶ月を無駄にしてしまった
- 確認は事務スタッフがやっている印象を受けた。確認が終わった後に、公証人はただ面談しなければいけないので面談しているという雰囲気を感じた
- 廃止してほしい
- オンラインでできることをもっと周知してほしい
- オンラインで十分である
- 立ち上げ時はなるべく簡素化して最低限の内容で手続きを行い、事後的に個々の事情に合わせて定款を変更するというかたちでいいと考えている
- 会社をあまりにも簡単につけすぎるのはよくないが、公証役場にあまり必要性を感じない

## 「公証人による定款認証は必要」という趣旨の意見

- まったく必要ないと思っていたが、説明を聞くと必要性を感じる
- 大変重要なステップだと思います
- 「作成名義人の意思確認」については、間違いなく確認されていたと思う。「定款全体の適法性審査」については専門家視点で審査していただいているものと思っていたのでこちらも確認できていたと思う